

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の非上場企業の株式評価

今回は、中国の非上場企業の株式の評価方法、及び法定評価が求められる場合について紹介します。

1. 評価方法

国有資産評価管理弁法 23 条（国務院令 91 号）により、中国企業の株式の評価方法として以下の方法が列挙されています。この内、①～③を基本的な評価方法と位置付けています（資産評価準則-企業価値 22 条）。

- ①収益還元法
- ②再調達原価法
- ③市場価格法
- ④清算価格法
- ⑤その他国務院国有資産管理行政主管部門が規定した方法

2. 法定評価が求められる場合

以下に掲げる取引に該当する場合には、当該取引の対象となる企業または資産に対して、中国の資産評価師ライセンスを有する専門機関に評価させなければなりません（以下、法定評価という）。

項目	国有産権の譲渡に該当する場合	外国投資者が国内企業を買収・合併する場合	適格組織再編税制を適用する場合(一部)
規定	企業国有資産評価管理暫定規則（財政部 2004 年）	外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定（商務部 2006 年）	国家税務総局公告【2010】第 4 号
対象取引	国有資産監督管理機構が有する、又は国有資本が投下された企業が有する企業国有産権を国内外の法人、個人などに有償で譲渡する場合（第 2 条）	外国投資者が中国国内企業を買収・合併する場合（第 2 条）	持分買収（第 23 条） 事業譲渡（第 24 条）
備考	<p>※企業国有産権とは、国家が企業に対して各種の形式をもって投入し形成した権利及び利益、国有企業及び国有持株企業の各種投資が形成した権利及び利益等を指します。例示としては以下の通りです。</p> <p>①国有企業における国有持分（株式）</p> <p>②国有企業が投資している合弁・合作企業、外商投資企業¹における国有企業の持分（株式）等</p>	<p>※具体的には以下の場合です。</p> <p>①外国投資者による非外商投資企業の株主の持ち分の買収・増資引受により、当該非対象投資企業を外商投資企業に変更させる場合</p> <p>②外国投資者が外商投資企業を設立し、当該企業が被投資企業の資産を買収して運営する場合</p> <p>③外国投資者が協議により国内企業の資産を買収し、当該資産を以て外商投資企業を設立し、運営する場合</p>	<p>※資産買収とは、譲受企業が譲渡企業の実質経営性資産を購入する取引をいいます。また、持分買収とは、買収企業が被買収企業の持分を買い取り、被買収企業に対する支配を実現する取引をいいます（財稅【2009】第 59 号、国税総局公告【2010】第 4 号）。</p>

¹ 外商投資企業とは、外国投資者の出資額が登録資本金に占める割合が 25%以上の中国法人をいいます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

評価対象企業が継続企業であることを前提とした場合、資産評価準則-企業価値 40 条では再調達原価法（純資産時価法）のみを唯一の評価方法とすることは認められないとしている点に注意を要します。